

平成13年度第1回岐阜県事業評価監視委員会議事概要書

平成13年5月31日(木)

13:30~16:45

岐阜県自由民主会館 2階大会議室

開会の挨拶 (勝野経営管理部参事)

議 事

1 議事概要書署名委員の指名

・委員長より、小木曾委員、小坂委員、宮城委員を署名委員として指名。

2 県独自の事後評価制度の概要説明

・説明者 澤田基盤整備部参事(資料1に基づき説明)

3 取り組み可否の検討

・公共事業の事後評価について、岐阜県事業評価監視委員会の所掌事務とするか否かについて検討
(審議内容)

Q) 事後評価結果のフィードバックは、別の事業で反映されるという事なので、資料1の2. 公共事業の流れと評価分類の表記方法では誤解されてしまうのでは。

A) 表記の方法を工夫します。

Q) 地域住民との協働作業部会の事後評価結果とはなにか。

A) 集約された意見をいただきます。

Q) 「早い」、「安い」、「ガラス張り」の目安、基準等はないのか。

A) 目安はありませんが、事後評価結果を次の事業にすばやくフィードバックする事で早く、コスト縮減等の施策を反映することにより安くなると考えています

A) 「早い」、「安い」、「ガラス張り」、「納得」は、県の行財政改革におけるスローガンとして掲げてあります。

Q) 維持管理はどれくらい行うのか。

A) 永久に行います。

Q) 事後評価は一度行って終わりとなるのか、長期的に行う必要もあるのではないのか。

A) 道路等は1年後、河川・下水道等は5年後を考えています。

Q) 資料1の実施フローの「地元住民との協働作業部会」の結果と「事業評価検討委員会」の結果のちがいは。

A) 「地元住民との協働作業部会」では、現地事務所と地元住民が一緒となって評価結果をまとめます。

Q) 道路事業でも、計画の一部分の完成では効果が分かりにくいのではないのか。

A) ケースバイケースで考えて行く必要があると思います。

Q) 何度も道路を掘り返したり、白線がすぐ消えてしまったり、花を毎年植え替えたりしていることを、住民は一番無駄だと思っている。維持管理を含めて住民の意見を聞くべきではないのか。

A) 工事中も含めて住民の意見を聞き、事後評価結果を次の事業につなげていきたいと考えています。

Q) 実施フロー図の中の「取り纏め」の「建設技術開発室等」とはどういう意味なのか。

A) 事業を行う各課が含まれ、建設技術開発室が事務局となります。

Q) あいまいな表現であり流れが複雑なので、分かり易くしていただきたい。

A) まとめ直します。

Q) 事後評価と再評価を同じ委員会で行うことになるが、スケジュールはどうなるのか。

A) 時期的には、再評価が7~9月、事後評価は1~2月を予定しています。重複する事はありません。

Q) 再評価実施後すぐに事後評価を行う事業もあるのか。

A) 可能性としてはあります。

(審議結果)

事業評価監視委員会において、事後評価に取り組むこととする。要綱等については、一年間をかけて整理していく

4 道路、街路事業関係評負荷の軽減は価項目、評価マニュアルの説明及び審議

- ・対象事業 道路事業（道路建設課）
道路維持事業（道路維持課）
街路事業（街路開発課）
- ・説明者 藤村基盤整備部建設技術開発室長（資料4に基づき説明）

〈審議内容〉

Q) 実施時期が1年経過としているものがあるが、本当に1年後に正当な評価ができるのか疑問である。

基礎データとして、全ての事業にアンケート調査が入っているが、結果のまとめ方が悪いと評価できない。

マニュアルは定めているのか。

A) 現段階では、データの収集範囲や手法を定めたところであり、まとめ方、アンケート項目までは定まっていません。今後研究、検討します。

Q) 「自立都市育成」とは具体的に何か。

A) 安全な生活圏の確保との内容です。

Q) 「異常気象時の交流状況」とは何か。

A) 維持課では道路防災事業をやっており、降雨時の雨量規制区間が交通、交流ができるようになったかということです。

意見) 異常気象時に交流を促すように誤解されるので、「異常気象時の対応強化」のような表現にした方がよい。

A) 意見のとおり修正します。

意見) 「コスト縮減」について、「コスト」では対象範囲が広いため、「事業コストの縮減」とした方がよい。

A) 意見のとおり修正します。

Q) バイパス建設事業における騒音・大気等の評価では、旧道进行评估するのか、バイパス进行评估するのか。

A) 主に現在家屋が立ち並んでいる旧道の騒音・大気汚染等を評価し、それをバイパスの効果とすることを考えています。

意見) 道路建設課・道路維持課・街路開発課と同じようなことを調査、評価しようとしているので、共通の項目についてはどこかがまとめてやった方がよい。

各課でポイントを絞って行うことも考慮してもらいたい。

A) 実施にあたっては、各課と協議のうえ、行います。

Q) 基礎データとして、予測値とあるが「事後評価」は「事前評価」と対比して行うべきではないか。

A) 既に行っている事業の中には、事前評価を導入する以前のものもあり、この場合予測値を用いることとします。「事前評価」を行っているものについては、事前評価との対比により評価します。

Q) 時間の経過など、時間的コストに対する評価の記載がないが、対象としないのか。

A) 住民参加によるアンケート調査等に取り入れることを予定しています。

意見) 民間では、時間に対する評価は、重要なものであるので公共事業でも重視してもらいたい。

A) 県としても重要なものと考えています。

Q) 環境面への負荷の軽減とは、どのように評価するのか。CO₂換算で算出するのか。

A) 間伐材などリサイクル製品の使用量等での算出を考えている。

意見) 使用量では「環境への負荷の軽減」に対する評価になっていない。

A) 検討します。

意見) 一口に環境といってもCO₂、NO_x等さまざまな基準があるので、県として何を主に対策していくのか、方針をはっきりしないと評価につながらない。

5 河川、砂防、ダム事業関係評価項目、評価マニュアルの説明及び審議

- ・対象事業 河川事業（河川課）
ダム事業（水資源課）
砂防事業（砂防課）
- ・説明者 藤村基盤整備部建設技術開発室長（資料5に基づき説明）

〈審議内容〉

Q) 住民参加は非常に大事だと思うが、その具体的な方法は。

A) 昨年度より、事業の実施段階から、当事者である地元住民の方々に委員会を設けていただいで計画を決めてもらっています。PI方式と呼んでいます。

Q) 河川の項目の中で漁獲量等について考えているのか。

A) 事業による魚類への影響を評価します。また、魚道の設置の効果も評価します。魚の種類等については文献等でできるとは思いますが、漁獲量の把握はできません。

意見) 河川の整備によって、人が近づき易くなってゴミが多い等、環境・景観が悪くなる場合もおお

い。
意見) モラルの問題となってしまう。

6 公園、住宅、下水道事業関係評価項目、評価マニュアルの説明及び審議

- ・対象事業 公園事業 (公園緑地課)
公営住宅整備事業(住宅課)
下水道事業 (上下水道課)
- ・説明者 藤村基盤整備部建設技術開発室長(資料6に基づき説明)

〈審議内容〉

- Q) 公園事業の規模は。
- A) 県営公園を考えています。
- Q) 河川公園等の場合は、河川事業でどこまでを対象範囲とするのか。
- A) 県の河川事業に河川公園事業はありませんが、河川区域内の環境整備事業は河川で評価対象にしています。
- Q) 事業目的によっては、その事業にとらわれず広い対象を考えたほうがいいのか。
- A) 関連する事業がある場合には対象とします。
- Q) その場合は、河川は河川、公園は公園で評価を行うのか。
- A) 建設技術開発室で調整を行います。
- Q) 住宅事業において、水質の調査等は必要ないのか。
- A) 近年においては、ほとんどの団地が公共下水道に接続されているため、不要と考えています。
- Q) 浄化槽等における可能性は無いのか。
- A) 浄化槽は、基準に沿って作られてはいますが、可能性を否定することはできないので項目に追加します。
- Q) 公営住宅は、どれくらいの規模なのか。
- A) 管理物件が6,400件で、現在建築中のものはありません。
- Q) 今後の建築の予定はないのか。
- A) 継続した計画により新築するものがあります。
- Q) 維持管理はあるのか
- A) すべて(6,400件)の維持管理を行っています。また、北方住宅の建て替え計画があります。
- Q) その時に、事後評価結果をフィードバックできるのですか。
- A) はい。

7 農山村整備事業関係評価項目、評価マニュアルの説明及び審議

- ・対象事業 農村整備事業(活性化施設、農村公園等)
農村整備事業(農業集落排水)(以上、農山村整備政策課)
ほ場整備事業
かんがい排水事業
農地防災事業 (以上、農地整備課)
農林道整備事業(農地整備課、治山林道課)
治山事業 (治山林道課)
- ・説明者 藤村基盤整備部建設技術開発室長(資料7に基づき説明)

〈審議内容〉

- Q) 活性化施設の評価の中に都市交流の促進とあるが、都市交流のみを評価の対象とするのか。
- A) 都市交流の促進を目指しているが、多様な交流を評価するよう検討します。
- Q) 農林道整備で輸送距離、移動時間の評価はあるが、輸送コストに対する評価は行わないのか。農林水産業では特に重要な項目であり明記すべきである。
- A) 当然評価の対象として考えています。記載方法を検討します。
- Q) 農業集落排水事業の中に防災に対する評価項目がないが、ライフラインの一つであり評価の対象にすべき。特に豪雨災害による影響が大きい。
- A) 評価項目として記載するよう検討します。
- Q) 実際に被災したことはあるのか。
- A) 県内の農業集落排水事業ではありません。
- 意見) 「直接的効果」と「波及的効果」が区分されており、良い評価方法である。他の事業も同じように評価した方がよい。

8 審議内容の取りまとめ

意見) 評価範囲が広く、この案のまま実際に評価できるのか。
この事後評価マニュアル自体を事後評価する必要がある。
1年間試行してみて、必要なものを見極める必要がある。

評価にかかる行政側のコストの問題もあり、県としての方針を定めるべきである。
評価対象についてもピックアップして行ってはどうか。
データの共有化、電子化が不可欠である。時間をかけてでも行う必要がある。

県においては、本日の委員会で委員より出た意見を参考に事後評価項目、事後評価マニュアルを整理し、当面は案として試行されたい。

閉会の挨拶（経営管理部工事検査課長）